

■ インボイス制度の理解

当資料の目次

1.	インボイス制度の概要	3
1.1	正式名称	3
1.2	制度の狙い	3
1.3	制度概要	3
①	国税庁「適格請求書等保存方式（インボイス制度）の手引き」より	3
1.4	消費税申告からみた事業者の区分	3
①	適格課税事業者（一般課税）	4
②	適格課税事業者（簡易課税）	4
③	適格課税事業者（2割特例）	4
④	免税事業者	4
1.5	事業者区分ごとの売上／仕入計上時にやるべきこと	4
1.6	制度理解における留意点と例外規定の概要	5
①	課税取引であるかどうかと取引相手が課税事業者か免税事業者かとは無関係	5
②	免税事業者への配慮	5
③	インボイスの発行や受領が困難なケースへの配慮	5
④	事務作業負荷増大への配慮	5
2.	インボイス（適格請求書）の定義と要件	6
2.1	基本定義	6
2.2	必要記載項目	6
2.3	消費税額の計算方法	6
2.4	適格返還請求書（返還インボイス）の要件	6
2.5	各種例外規定	6
①	農業/水産業に関する生産者のインボイス発行の免除	7
②	インボイス発行が困難なケースのインボイス発行の免除	7
③	個人からの仕入が多い事業については、事業者が不利にならないように、課税事業者以外からの仕入について帳簿のみで仕入税額控除を認める	7
④	インボイス入手が困難な取引については、帳簿のみで仕入税額控除を認める	7
⑤	中小規模事業者への負荷軽減のために、帳簿のみで仕入税額控除を認める	7
2.6	インボイスとしての電子データの提供と保存	8
①	電子データ提供の対象	8
②	電子データ保存の要件	8
2.7	その他の定義/要件に対する補足	9
①	買手が発行した仕入明細	9
②	複数の帳票をセットにして要件を満たす	9
3.	消費税の申告	10
3.1	消費税申告時の納税額の計算方法（概要）	10
3.2	売上税額の計算方法	11

■ インボイス制度の理解

①	申告上の計算方法	11
②	帳簿上の税額とインボイスの税額との差異の調整	11
3.3	控除対象仕入税額の計算方法.....	12
①	一般課税の適格事業者の場合.....	12
②	簡易課税の適格事業者の場合.....	13
③	2割特例を適用した適格課税業者	13
④	帳簿積上げ計算における仕入税額のインボイスと帳簿との差異について.....	13

■ インボイス制度の理解

1. インボイス制度の概要

1.1 正式名称

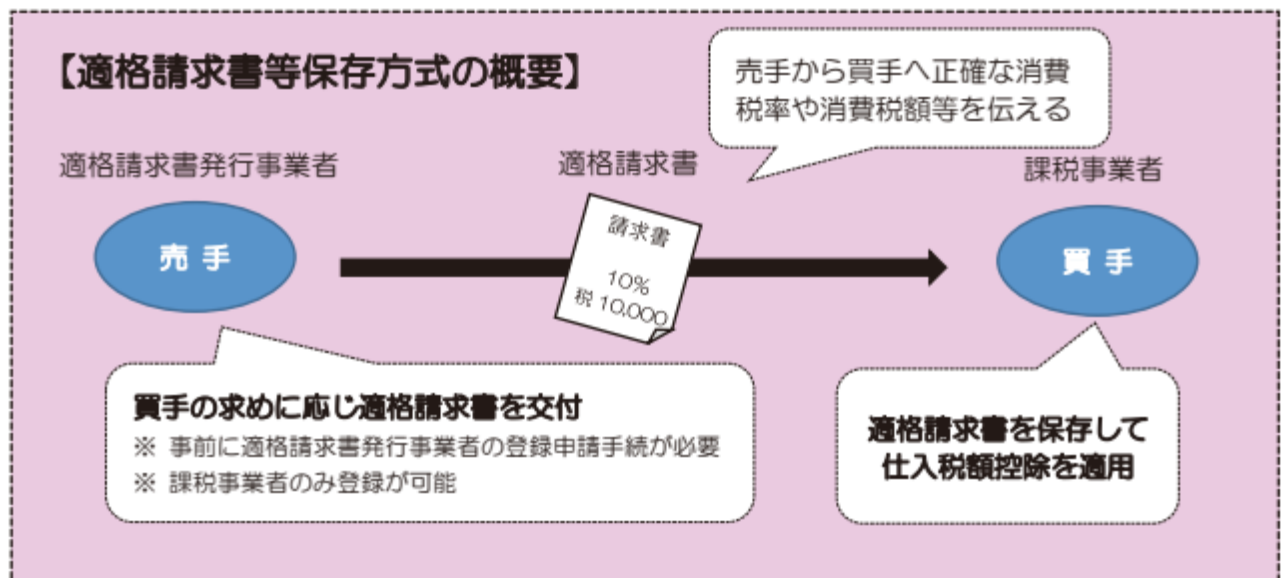
- 正式名称は「**適格請求書等保存方式**」です。

1.2 制度の狙い

- 「仕入による消費税の支払→売上による消費税の受領→差額の納付」という消費税の徴収サイクルを免れる**免税事業者を極力少なくする（＝税金の徴収漏れ＜益税＞を削減する）**のが狙い。免税業者からの仕入に含まれる仕入税額は原則として納付額から控除できないので、課税事業者は免税事業者からの仕入を避けるように誘導される。
- 免税事業者の条件は、2期前（基準期間）の売上が1,000万円を超えない小規模事業者と、資本金が1,000万円未満の新設会社（詳細条件あり）。
- 徴収漏れについては「簡易課税」という別の制度上の別問題点もある。これは売上高が5千万円以下の事業者に認められる方式で、仕入税の控除額を実際の支払額ではなく、売上税額に業種別に定められた「みなし仕入率」を乗じて算出するもので、実際の支払額より過大になることが多く益税を発生させている。ただし、今回のインボイス制度では簡易課税は温存されておりこの問題については手をつけられていない。

1.3 制度概要

① 国税庁「適格請求書等保存方式（インボイス制度）の手引き」より



- 買手は、仕入税額控除の要件として、原則、適格請求書発行事業者（インボイス発行事業者）から交付を受けた適格請求書（インボイス）等の保存が必要になります。そのため、売手は適格請求書発行事業者として登録する必要があり、これを**適格請求書発行事業者登録制度**といいます。
- 売手である登録事業者は**、買手である取引相手（課税事業者）から求められたときは、**インボイスを交付しなければなりません**。また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります。
- 買手は消費税申告において、仕入税額控除の適用を受けるために、取引相手（売手）である登録事業者から交付を受けたインボイスの保存等が必要となります。**

1.4 消費税申告からみた事業者の区分

- インボイス制度を理解するうえで、消費税申告における以下の事業者区分を理解し、その区分ごとの義務と適用可能な各種特例を認識する必要があります。

■ インボイス制度の理解

① 適格課税事業者（一般課税）

- 適格請求書発行事業者の登録をおこなっており、インボイス（適格請求書）の発行ができる。
- 通常の申告を行う。

② 適格課税事業者（簡易課税）

- 適格請求書発行事業者の登録をおこなっており、インボイスの発行ができる。
- 課税売上高が 5,000 万円以下で、消費税簡易課税制度選択届出を行っている。
- 簡易課税の申告（みなし仕入率による仕入税額控除が可能）を行う。

③ 適格課税事業者（2割特例）

- 適格請求書発行事業者の登録をおこなっており、インボイスの発行ができる。
- インボイス制度を機に免税事業者から適格課税業者になった事業者が、3年間納付税額を売上に係る消費税の2割にすることができる特例を適用する。

④ 免税事業者

- 課税期間の基準期間における課税売上高が 1,000 万円以下の事業者は、納税義務が免除される。
- 適格請求書発行事業者の登録をおこなわないので、インボイスの発行ができない。ただし、登録を行うと、適格課税事業者になることができる。

1.5 事業者区分ごとの売上／仕入計上時にやるべきこと

消費税申告から見た事業者の区分↓		課税売上時の処理	課税仕入時の処理	
			誰から買ったか	
			適格課税事業者	免税事業者
適格課税事業者	一般課税	<ul style="list-style-type: none"> • 適格請求書（インボイス）の発行と控への保存 • 先方（買手）が発行した仕入明細を承認し保存。 	<ul style="list-style-type: none"> • インボイスを受領し保存。 • 当方（買手）が発行する仕入明細に仕入先の承認を得て保存。 • インボイス保存を不要とする特例を適用する仕入については、記帳時に必要項目を記載。 	<ul style="list-style-type: none"> • 非インボイスを受領し保存。 • 当方（買手）が発行する仕入明細に仕入先の承認を得て保存。 • 免税事業者からの仕入に対する経過措置適用のために、適切な帳簿記帳。 • インボイス保存を不要とする特例を適用する仕入については、記帳時に必要項目を記載。
	簡易課税		<ul style="list-style-type: none"> • 消費税申告に対してはインボイスの受領／保存は不要だが、帳簿記帳の証憑として請求書や領収書の受領／保存は必要。 	
	2割特例			
免税事業者		<ul style="list-style-type: none"> • 消費税申告は不要だが、帳簿記帳に対する適切な証憑保存は必要。 	<ul style="list-style-type: none"> • 消費税申告は不要だが、帳簿記帳に対する適切な証憑保存は必要。 	

■ インボイス制度の理解

1.6 制度理解における留意点と例外規定の概要

① 課税取引であるかどうかと取引相手が課税事業者か免税事業者かとは無関係

- 当ポイントはインボイス制度とは直接関係がなく消費税そのものの問題だが、混同しがちであるので記載する。
- 課税仕入とは、事業のために他の者から商品などの棚卸資産の仕入れのほか、機械や建物等の事業用資産の購入又は賃借、原材料や事務用品の購入、運送等のサービスの購入などをいうが、**その課税仕入れに係る相手方が課税事業者であることを要件としていない。**
- そのため、**免税事業者や事業者ではない消費者から仕入れた場合も課税仕入と認識されることから、その支払った対価の額は消費税及び地方消費税込みの金額とされる。**

② 免税事業者への配慮

- インボイス制度では、仕入税額を申告額から控除するためには原則として適格請求書の保存が必要となる。そのため課税事業者は免税事業者からの仕入については避けようとする圧力がかかる。そこを調整するための特例がいくつか設けられている。**免税事業者からの仕入税額控除に対する経過措置**や、免税事業者から課税事業者への移行を優遇する**2割特例**などがそれにあたる。。

③ インボイスの発行や受領が困難なケースへの配慮

- インボイス発行が困難なケースについては**インボイス発行を免除**している。
- インボイス入手が困難なケースや、個人からの仕入が多くなる業種に対しては、**帳簿のみによる仕入税額控除**を認めている

④ 事務作業負担増大への配慮

- 一定の事業規模以下の事業者に対し、一定期間、事務作業負担増大への配慮として、**税込み1万円未満の課税仕入れについて、一定の事項を記載した帳簿のみを保存することで仕入税額控除の適用を受けることが可能**としている。これを「**少額特例**」という。

■ インボイス制度の理解

2. インボイス（適格請求書）の定義と要件

2.1 基本定義

- 適格請求書とは、「**売手が、買手に対し正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段**」。
- 適格請求書の様式は法令等で定められていません。適格請求書として**必要な事項が記載された書類（請求書、納品書、領収書、レシート等）であれば、その名称を問わない**。
- **帳票の発行に代えて、電子データ（電磁的記録）の提供を行うこともできる**。

2.2 必要記載項目

- 適格請求書に必要な記載事項は以下の通り。
 - 1) 売主の氏名又は名称、及び登録番号
 - 2) 取引年月日
 - 3) 資産又は役務の内容（軽減税率の対象かどうかの区分を含む）
 - 4) 税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額、及び適用税率
 - 5) 税率ごとに区分した消費税額
 - 6) 買主の氏名又は名称※明細ごとの金額は必要記載項目とはなっていない。
- **不特定多数の者に販売を行う場合には、上記項目の 6) 買主の氏名又は名称を記載しない「適格簡易請求書」が認められる**。

2.3 消費税額の計算方法

- **1 インボイス1 税率で消費税計算／端数処理は 1 回だけ**。明細ごとに消費税計算をして合計するのはダメ。ただし参考値として明細ごとの消費税額を表示するだけなら OK。
- 消費税額計算は、**税抜き金額合計に税率を掛けて求めても、税込み金額合計から割戻し計算のどちらでもよい**。
- **端数処理は、「切上げ」、「切捨て」、「四捨五入」など任意の方法で行う**。

2.4 適格返還請求書（返還インボイス）の要件

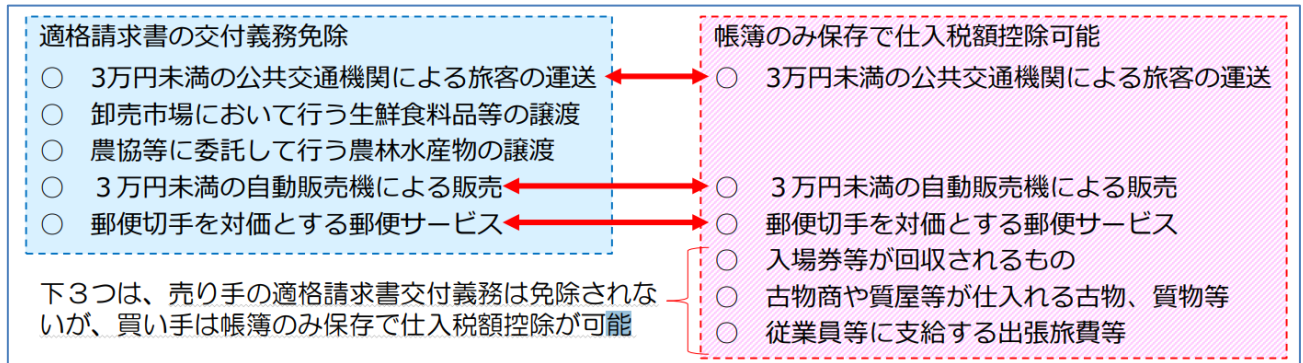
- 課税事業者に返品や値引き等の売上げに係る対価の返還等を行う場合、**適格返還請求書**の交付が必要。
- 適格返還請求書には、適格インボイスの記載項目に加えて、対価の返還等の基となった取引の年月日（一定の期間の記載も可能）と取引の内容を記載する必要がある。

2.5 各種例外規定

- インボイス制度は、基本的には事業者に適格請求書（インボイス）を発行する課税業者になり、取引に際しインボイスを発行し、発生した消費税額を売手と買手で共有認識することを求めている。ただし、この原則を徹底することに対する困難や負担の増大を緩和するためにいくつかの措置が講じられている。
- これらの措置には、**売手のインボイス発行を免除するものと、買手が帳簿への一定事項の記載によって仕入税額の控除を認められるものとがある**。
- **買手が帳簿への一定事項の記載によって仕入税額の控除を認められる場合の一定の記載項目とは、通常の記載項目に加えて、適用する特例の種別（例えば、3万円未満の鉄道料金、入場券等）と仕入先の住所**。

■ インボイス制度の理解

<参考 日本税理士会連合会資料より>



① 農業/水産業に関する生産者のインボイス発行の免除

- 生鮮食料品等の販売（卸売市場での委託販売）
- 生産者（農協等の組合員）が農協等に委託して行う農林水産物の販売

② インボイス発行が困難なケースのインボイス発行の免除

- 3万円未満の**公共交通機関**（船舶、バス又は鉄道）による旅客の運送
- 3万円未満の**自動販売機及び自動サービス機**により行われる商品の販売等
- 郵便切手類のみを対価とする郵便・貨物サービス（**郵便ポスト**に差し出されたもの）

③ 個人からの仕入が多い事業については、事業者が不利にならないように、課税事業者以外からの仕入について帳簿のみで仕入税額控除を認める

- 質屋
- 古物商
- 宅地建物取引業
- 再生資源及び再生部品の販売

④ インボイス入手が困難な取引については、帳簿のみで仕入税額控除を認める

- 入場券等が使用の際に回収される取引
- 従業員等に支給する通常必要と認められる**出張旅費等**（**出張旅費、宿泊費、日当及び通勤手当**）

⑤ 中小規模事業者への負担軽減のために、帳簿のみで仕入税額控除を認める

- 課税売上高が1億円以下又は特定期間における課税売上高が5,000万円以下の事業者は、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの間、**税込み1万円未満の課税仕入れについて、一定の事項を記載した帳簿のみを保存することで仕入税額控除の適用を受けることが可能**。これを「**少額特例**」という。
- この場合は、**帳簿に少額特例の適用を受ける旨の記載は不要**。

■ インボイス制度の理解

2.6 インボイスとしての電子データの提供と保存

① 電子データ提供の対象

- EDI やクラウド取引などの電子取引においては、適格請求書の発行に代えて**電磁的記録（電子データ）の提供が認められる。**
- 売手が電子データの提供を行った場合、電子帳簿保存法の義務規定から**売手買手の双方にとって保存対象となるのは電子データ**となる（2024年1月1日より）。

<参考： <https://www.e-pap.info/pr/dencho2021.html>>

電子帳簿 保存法	法4条1項	法4条2項	法4条3項		法7条	
	国税関係帳簿	国税関係書類				電子取引
		決算関係書類	取引関係書類(紙)		電子的に 授受される書類	
			自己が作成する 書類の写し等	相手方から 受領した紙類等		
仕訳帳 総勘定元帳 補助簿 固定資産台帳 等	貸借対照表 損益計算書 試算表 棚卸帳 等	見積書(控) 契約書(控) 請求書(控) 領収書(控) 等	見積書 契約書 請求書 領収書 等	EDI取引・クラウド取引 WEB請求書・領収書 メールデータ・添付ファイル 電子契約・電子インボイス 等		
	↓	↓	↓	↓	↓	
	データ保存要件	データ保存要件	スキャナ保存要件		データ保存義務	

② 電子データ保存の要件

- 電子帳簿保存法で規定された電子データの保存要件は以下の通りであり、かなりハードルが高い。自前のシステムで要件を満たすのは難しいので、要件を満たす外部サービス（会計システム）を利用することになることが多いと思われる。

■ インボイス制度の理解

<参考：国税庁 | 電子帳簿保存法一問一答【電子取引関係】Ⅱ 適用要件【基本的事項】>

	保存要件	概要
真実性の確保	1.タイムスタンプの付与	下記のいずれかの措置をとる 1. タイムスタンプが付与された取引情報を受領する 2. 取引情報の受領後、速やかにタイムスタンプを付与するとともに、保存の実行者または監視者に関する情報を確認できる環境を整える 3. 訂正や削除を確認できるシステム、もしくは訂正や削除ができないシステムで取引情報の受領および保存をおこなう 4. 訂正や削除の防止に関する事務処理規定を定め、それに沿った運用をおこなう
	2.関連書類の備え付け	システムの概要を記載した関連書類を備え付ける（システム概要書・システム基本設計書など）
可視性の確保	3.見読性の確保	保存場所に、電子計算機・プログラム・ディスプレイおよびプリンタ並びにこれらの操作説明書を備え付ける さらに、電磁的記録をディスプレイの画面および書面に整然とした形式および明瞭な状態で速やかに出力できるようにしておく
	4.検索機能の確保	下記の条件で検索できるようにする ● 「取引年月日」「取引先」「取引金額」の3項目 ● 「取引年月日」または「取引金額」の範囲指定 ● 複数の記録項目の組み合わせ

2.7 その他の定義/要件に対する補足

① 買手が発行した仕入明細

- **買手が発行した「仕入明細」**でも、売手が承認しておればインボイスの代替となる。

② 複数の帳票をセットにして要件を満たす

- **複数の帳票で要件を満たせば OK**。例えば、納品書に取引年月日や品名などの明細ごとの情報があり、月次締め請求書に税率別の合計金額と消費税が記載されている場合などはセットで OK。

■ インボイス制度の理解

3. 消費税の申告

3.1 消費税申告時の納税額の計算方法（概要）

- 原則は以下の計算式に従う。
申告納税額 = 売上税額合計 - 控除対象仕入税額合計
- 例外的に、「2割特例」を適用する課税事業者は、控除税額の計算を行わずに売上税額合計に20%を乗じて申告納税額を求める。
- 売上税額および控除対象仕入税額の計算方法の概略は下表の通りだが、事業者の区分と仕入相手によって控除対象仕入税額の計算方法が下表のとおり異なる。

消費税申告から見た事業者の区分↓		納税額の計算	売上税額の計算	控除対象仕入税額の計算	
				誰から買ったか	
				適格課税事業者	免税事業者
適格課税事業者	一般課税	<ul style="list-style-type: none"> 納税額 = 売上税額合計 - 控除対象仕入税額合計 	<ul style="list-style-type: none"> 原則は「割戻し計算」、特例として「積上げ計算」も認められる。 ただし、積上げ計算を採用する場合は、仕入税側も積上げ計算でなければならない 	<ul style="list-style-type: none"> 原則は「積上げ計算」、特例として「割戻し計算」も認められる。 ただし、割戻し計算を採用する場合は、売上税側は割戻し計算でなければならない 積上げ計算については、「帳簿積上げ計算」も認められる。 	<ul style="list-style-type: none"> 原則的には、免税事業者からの仕入については仕入税額の控除対象にはならない。 ただし、一定期間（6年）は、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額とみなして控除できる経過措置がある。この時の仕入税額の計算方法は適格課税事業者からの仕入と同じ。
	簡易課税	<ul style="list-style-type: none"> 売上税額合計に20%を乗じて申告納税額を求める 		<ul style="list-style-type: none"> 売上税額合計に業種別の控除率を乗じて仕入税控除額を算出。 	
	2割特例			<ul style="list-style-type: none"> 計算しない。 	
免税事業者		申告しない			

■ インボイス制度の理解

3.2 売上税額の計算方法

① 申告上の計算方法

- 以下の「**割戻し計算**」と「**積上げ計算**」の2通りがある。

① 原則（割戻し計算）

税率ごとに区分した課税期間中の課税資産の譲渡等の税込価額の合計額に、110分の100（軽減税率の対象となる場合は108分の100）を掛けて税率ごとの課税標準額を算出し、それぞれの税率（7.8%又は6.24%）を掛けて売上税額を算出します。

	課税標準額	税率
① 軽減税率の対象となる売上税額	$\text{軽減税率の対象となる課税売上げの合計額 (税込み)} \times \frac{100}{108}$	$\frac{6.24}{100}$
② 標準税率の対象となる売上税額	$\text{標準税率の対象となる課税売上げの合計額 (税込み)} \times \frac{100}{110}$	$\frac{7.8}{100}$
売上税額の合計額	= ① + ②	

② 特例（積上げ計算）

相手方に交付した適格請求書又は適格簡易請求書の写し（以下これらを併せて「適格請求書等」といいます。）を保存している場合（これらに係る電磁的記録を保存している場合を含みます。）には、課税期間中のこれらの書類に記載した消費税額等の合計額に100分の78を掛けて算出した金額を売上税額とすることができます。

売上税額の合計額	=	適格請求書等に記載した消費税額等の合計額	×	$\frac{78}{100}$
----------	---	----------------------	---	------------------

- ただし、特例の積上げ計算を採用する場合は、仕入税側も積上げ計算でなければならないとされている。仕入税額の計算方法には割戻し計算も認められているが、**売上税額の積上げ計算と仕入税額の割戻し計算の組合せは許されていない**。この理由は不明だが、実際の取引では消費税額の端数処理は切捨てが多いと思われるので、積上げ計算の税額<割戻し計算の税額となる。そのため、売上税を積上げ計算にして少なくして、仕入税を割戻し計算にして多くすれば、消費税申告における納付額が最小化される。こういう節税のための変な工夫を嫌ったということなのかもしれない。

② 帳簿上の税額とインボイスの税額との差異の調整

- 税抜経理を行った場合の仮受消費税額等の帳簿への計上については、消費税法上、そのタイミングも、端数処理方法にもなんらルールはない**。例えば、納入ごとに明細単位に消費税を計算して記帳していても問題とならない。**そのため、帳簿とインボイスの税額にズレが生じる可能性がある**。
- 申告における売上税額の計算を「**積上げ計算**」で行う場合は、インボイスの消費税を元にするので帳簿の税額は申告納税額に影響しない。そのため帳簿の**税額を調整する必要はない**。差異は、決算時に確定した申告納税額で未払消費税を計上する際に適切な科目で処理される。これはインボイス制度導入前と同じ。
- しかし、申告における売上税額の計算を「**割戻し計算**」で行う場合は、課税売上の税込合計額を帳簿から求めることになるので、帳簿の税込額（＝売上金額＋仮受消費税額）は**インボイスの税込額と一致するように仮受消費税の調整が必要となる**。

■ インボイス制度の理解

3.3 控除対象仕入税額の計算方法

- 控除対象仕入税額の計算方法は、事業者の区分によって以下のとおり異なる。

① 一般課税の適格事業者の場合

＜仕入の相手先が一般課税の適格事業者の場合＞

- 原則は「積上げ計算」、特例として「割戻し計算」も認められる。ただし、割戻し計算を採用する場合は、売上税側は割戻し計算でなければならない

① 原則（積上げ計算）

相手方から交付を受けた適格請求書などの請求書等（提供を受けた電磁的記録を含みます。）に記載されている消費税額等のうち課税仕入れに係る部分の金額の合計額に、100分の78を掛けて仕入税額を算出します（請求書等積上げ計算）。

仕入税額の合計額

=

請求書等に記載された
消費税額等のうち課税仕入れ
に係る部分の金額の合計額

×

$\frac{78}{100}$

② 特例（割戻し計算）

課税期間中の課税仕入れに係る支払対価の額を税率ごとに合計した金額に、110分の7.8（軽減税率の対象となる場合は108分の6.24）を掛けて算出した金額を仕入税額とします。

① 軽減税率の対象となる
仕入税額

=

軽減税率の対象となる
課税仕入れ（税込み）

×

$\frac{6.24}{108}$

② 標準税率の対象となる
仕入税額

=

標準税率の対象となる
課税仕入れ（税込み）

×

$\frac{7.8}{110}$

仕入税額の合計額

=

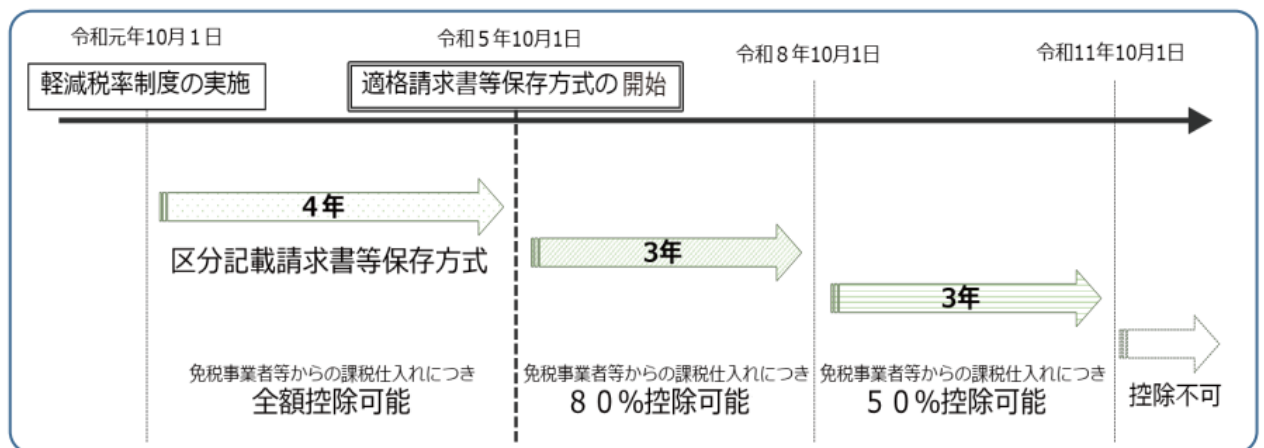
① + ②

- 積上げ計算については、「帳簿積上げ計算」も認められる。これは、課税仕入れの都度、課税仕入れに係る支払対価の額に110分の10（軽減税率の対象となる場合は108分の8）を乗じて算出した金額（1円未満の端数が生じたときは、端数を切捨て又は四捨五入）を仮払消費税額等などとし、帳簿に記載（計上）している場合は、その金額の合計額に100分の78を掛けて算出する方法。この場合、**インボイスに記載されている消費税額と帳簿に計上した消費税額に端数処理の誤差が生じても構わない**ということのよう。（「帳簿積上げ計算」については別項で再度触れています）
- 積上げ計算方式をとっている場合、インボイス発行が免除されている取引については仕入税額を税込み支払額から割戻して求める。結果的に「帳簿積上げ計算」と同じことになる。

＜仕入の相手先が免税事業者の場合＞

- 原則的には、**免税事業者からの仕入については仕入税額の控除対象にはならない。**
- ただし、一定期間（6年）は、下表の通り、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額とみなして控除できる経過措置がある。この時の仕入税額の計算方法は適格課税事業者のときと同じ。

■ インボイス制度の理解



② 簡易課税の適格事業者の場合

- 売上税額合計に下表の業種別の控除率を乗じて仕入税控除額を算出。

事業区分	該当する事業	みなし仕入率
第一種事業	卸売業	90%
第二種事業	小売業、農林漁業（飲食料品の譲渡に係る事業）	80%
第三種事業	農林漁業（飲食料品の譲渡に係る事業を除きます。）、鉱業、建設業、製造業（製造小売業を含みます。）、電気業、ガス業、熱供給業及び水道業	70%
第四種事業	他の事業区分以外の事業（飲食店業等）	60%
第五種事業	運輸通信業、金融業及び保険業、サービス業（飲食店業に該当する事業を除きます。）	50%
第六種事業	不動産業	40%

- 上表の「みなし仕入率」が実態より高く設定されているため、実際の支払額より過大になることが多く益税を発生させている。ただし、今回のインボイス制度では簡易課税は温存されておりこの問題については手をつけられていない。

③ 2割特例を適用した適格課税業者

- 申告納税額を売上税額合計に 20% を乗じて求めるので、仕入控除税額の計算は不要となる。

④ 帳簿積上げ計算における仕入税額のインボイスと帳簿との差異について

- 「帳簿積上げ計算」の場合、国税庁の HP に掲載の以下の QA にあるように、交付されたインボイスに記載されている消費税額と帳簿に計上した消費税額に端数処理の差異が生じても構わないということのよう。
- これは、帳簿への消費税額の計上方法（タイミング、単位、端数処理方法等）に対して消費税法では厳密に規定してこなかったことで、インボイス制度が求める計上方法とは乖離があることへの対応と思われる。「帳簿積上げ計算」を認める（大企業には必須だろう）以上、やむを得ないという感じ。

<参照 国税庁：インボイス制度 QA

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/qa_01.htm

- これ以外の方法として、課税仕入れの都度（注1）、課税仕入れに係る支払対価の額に 110 分の 10（軽減税率の対象となる場合は 108 分の 8）を乗じて算出した金額（1 円未満の端数が生じたときは、端数を切捨て又は四捨五入します。）を仮払消費税額等（注2）などとし、帳簿に記載（計上）している場合は、その金額の合計額に 100 分の 78 を掛けて算出する方法も認められます（帳簿積上げ計算）（消令 46②）。
- （注）1 例えば、課税仕入れに係る適格請求書の交付を受けた際に、当該適格請求書を単位として帳簿に仮払消費税額等として計上している場合のほか、課税期間の範囲内で一定の期間内に行った課税仕入れにつきまとめて交付を受けた適格請求書を単位として帳簿に仮払消費税額等として計上している場合が含まれます（基通 11-1-10）。

■ インボイス制度の理解

- (注) 2 課税仕入れに係る支払対価の額には消費税額等を含みますので、帳簿に記載する仮払消費税額等は、一般的に、適格請求書等の請求書等に記載された課税仕入れに係る支払対価の額に 110 分の 10 (軽減税率の対象となる場合は 108 分の 8) を乗じて算出するものと考えられますが、**例えば、課税仕入れに係る税抜対価の額が記載された納品書を基礎として帳簿に仮払消費税額等を記載する場合において、当該税抜対価の額に 100 分の 10 (軽減税率の対象となる場合は 100 分の 8) を乗じて算出する方法も認められます。**

以上